

事 務 連 絡

令和 6 年 2 月 8 日

各都道府県・指定都市・中核市保育主管課  
各都道府県・指定都市・中核市児童福祉主管課  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園担当課 御中  
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市  
認可外保育施設担当課

こども家庭庁成育局保育政策課  
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室  
こども家庭庁成育局成育基盤企画課  
こども家庭庁成育局安全対策課

#### 教育・保育施設等における睡眠中の安全確保の徹底について

今般、認可外保育施設において、睡眠時間帯に乳児が死亡するという痛ましい事案が発生しました。

当該施設においては、乳児を寝かせる場合に、うつぶせ寝のまま寝かせることがあり、仰向けで寝かせるなど窒息や乳幼児突然死症候群（SIDS）等への配慮が不十分であったこと、また、睡眠中の児童の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察していなかったことが所轄自治体の立入調査により判明しました。

これを踏まえ、貴管内教育・保育施設等に対して、身体機能が未成熟の乳幼児の睡眠中のリスクを十分認識していただき、別紙のとおり注意すべきポイント等について、改めて周知していただくようお願いいたします。

(別 紙)

教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取組み】～施設・事業者向け～（平成 28 年 3 月）より抜粋

① 重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項について

ア 睡眠中

○ 乳児の窒息リスクの除去

以下の点を含む乳児の窒息リスクの除去を、睡眠前及び睡眠中に行う。

Point 窒息リスクの除去の方法

- ・ 医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝させることが重要。何よりも、一人にしないこと、寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながる。
  - ・ やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。
  - ・ ヒモ、またはヒモ状のもの（例：よだれかけのヒモ、ふとんカバーの内側のヒモ、ベッドまわりのコード等）を置かない。
  - ・ 口の中に異物がないか確認する。
  - ・ ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する。
  - ・ 子どもの数、職員の数に合わせ、定期的に子どもの呼吸・体位、睡眠状態を点検すること等により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする。
- ※他にも窒息のリスクがあることに気づいた場合には、留意点として記録し、施設・事業所内で共有する。

【参考資料】※②、③は保育室内に掲示する等ご活用ください。

- ① 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取組み】～施設・事業者向け～（平成28年3月）

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/guideline/>

- ② ミニポスター（別添1）

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/03f45df9-97e1-4016-b0c3-8496712699a3/5e791c11/20230607\\_policies\\_child-safety\\_effort\\_guideline\\_05.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/03f45df9-97e1-4016-b0c3-8496712699a3/5e791c11/20230607_policies_child-safety_effort_guideline_05.pdf)

- ③ ポスター（令和3年度内閣府子ども・子育て支援調査研究事業「教育・保育施設等における重大事故防止対策に係る調査研究」において作成した資料（本件関連4ページ））（別添2）

[https://www.jeri.co.jp/wp/wp-content/themes/jeri/pdf/parenting-r3\\_report4.pdf](https://www.jeri.co.jp/wp/wp-content/themes/jeri/pdf/parenting-r3_report4.pdf)

**【問合せ先】**

- ガイドラインに関すること  
こども家庭庁成育局安全対策課 事故対策係  
TEL：03-6858-0183
- 認定こども園、認可保育所及び地域型保育事業に関すること  
こども家庭庁成育局成育基盤企画課 企画法令第二係  
TEL：03-6861-0054
- 認可外保育施設に関すること  
こども家庭庁成育局保育政策課 認可外保育施設担当室指導係  
TEL：03-6858-0133

※室内に掲示するなど、ご活用ください。

○ ミニポスター

## 睡眠中の死亡事故を防ぐために…

 **仰向け\***に



**寝かせることが重要です！**

 **何よりも 1 人にしないこと！**

( \* 医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外 )

- ★ **乳児だけでなく、1 歳以上児も発達の状況にあわせて仰向けに寝かせてください**
- ★ **預け始めの時期は特にきめ細かな注意深い見守りが重要です**
- ★ **機器の使用の有無に関わらず、必ず職員の方が見守ってください**

寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながります。具体的には…

- ★ やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。
- ★ ヒモ、またはヒモ状のもの（例：よだれかけのヒモ、ふとんカバーの内側のヒモ、ベッドまわりのコード等）を置かない。
- ★ 口の中に異物がないか確認する。
- ★ ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する。
- ★ 子どもの数、職員の数に合わせ、定期的に子どもの呼吸・体位、睡眠状態等を点検すること 等により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする。

「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」より抜粋

\* 他にも、窒息のリスクに気付いた場合には、留意点として記録し、共有しましょう。



- ポスター（令和3年度内閣府子ども・子育て支援調査研究事業「教育・保育施設等における重大事故防止対策に係る調査研究」において作成した資料



各保育・教育施設設置者 様  
施設長・園長 様

横浜市こども青少年局  
保育・教育運営課長

### 児童の午睡中の安全管理の徹底について（依頼）

日頃より、横浜市の保育・教育行政にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

令和 5 年 3 月 19 日、宮崎県宮崎市の保育施設において、1 歳未満の乳児がうつ伏せの状態で見つかり、搬送先の病院で死亡する事故が発生しました。

午睡中の死亡事故は、過去の保育施設で起きた死亡事故で一番多く報告されており、午睡中の異常は、「いつ」、「どこで」、「誰に」起こるかわかりません。

園内で基本知識を周知・徹底し、事故予防の意識を高め、事故のリスクを下げ、早く異常に気付くための行動がとれるようにしましょう。

今一度、児童の午睡中の安全管理の徹底について、下記「事故を防ぐためのポイント」および添付資料の「チラシ ブレスチェックのポイント」を活用して、各園で研修や職員会議を行い、再確認をお願いします。

#### 【事故を防ぐためのポイント】

- 仰向けに寝かせる。
- 児童の午睡中は、時間の長さや時間帯、センサーの使用に関わらず、必ずブレスチェックを行い一人ひとり記録する【0 歳児は 5 分に 1 回、1 歳児は 10 分に 1 回】
- 十分な観察ができる明るさの確保
- 顔面および唇の色の確認
- 鼻や口の空気の流れや音の確認
- 呼吸に伴う胸郭の動きの確認
- 体に触れて体温確認

・窒息予防のために寝具や周辺環境について以下の点を毎日チェックします。

- 布団はアイロン台くらいの硬さのものが望ましい。
  - シーツはしわがないか常に点検する。
  - 授乳後、ゲップを十分に出してから寝かせる。
  - 午睡時に着衣の襟や袖口で口を塞がないように留意する。
  - 顔のまわりやベッドの柵にタオルなどを置いたりかけたりしない。
  - 毛布や布団などのかけものは、顔にかからないように胸までとする。
  - 飲み込む危険のある遊具を手の届くところに置いたままにしない。
- ※職員会議などにより、全職員への周知を図ってください。

担当 保育・教育運営課 運営・指導係  
村田・田崎・泊ヶ山  
電話 045-671-3564

# ブレスチェックの ポイント



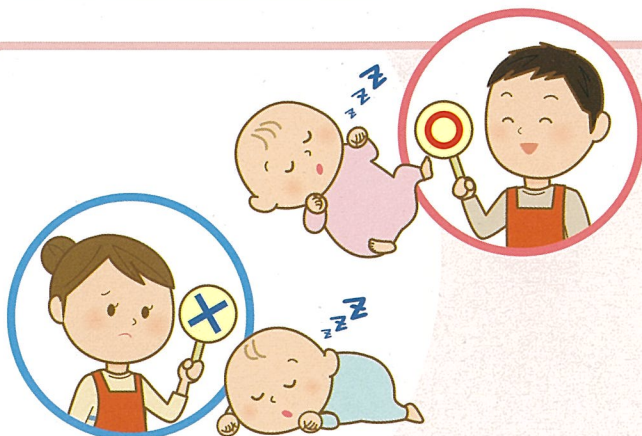
## ポイント その1

0歳児は5分間隔  
1歳児は10分間隔で呼吸を確認!  
ブレスチェックシートに  
記入しよう!

## ポイント その2

こどもの顔色がわかる明るさですか?  
こどもの胸に触れて動きを  
確認しましょう!  
暗すぎる部屋はNG!

ミルクや食べ物など  
嘔吐物に留意!



## ポイント その3

仰向けに寝かせましょう!  
うつぶせ寝は窒息の  
危険性を高めます。

施設内できちんとできているか確認してみましょう

こ保運第1589号  
令和5年1月27日

各保育・教育施設設置者様  
施設長・園長様

こども青少年局保育・教育運営課担当課長

### 午睡時の安全確保について（通知）

日頃から、本市の保育・教育行政にご協力いただきありがとうございます。

保育中の死亡事故については睡眠中に一番多く発生しています。睡眠中の死亡事故のリスクを下げるには、保育中のブレスチェックを確実に実施し、児童に発生している異常をいち早く気づくことが大切です。

各施設におかれましては、園内での死亡事故防止のための基本知識を改めて周知・徹底いただき、事故予防の意識向上に努めていただきますようお願いいたします。

また、令和5年度からは、保育中のブレスチェック、保育室の照明等、午睡中の安全確保の状態について確認させていただくため、予告なしで施設へ訪問する可能性がございます。その際、十分な安全確保がなされていない場合は、助言・指導等いたしますのでご承知おきください。

本通知の内容については、施設職員の皆様へ別添のチラシ等を用いて周知してください。

#### <参考>

保育室のブレスチェックなど、保育中の安全確認につきましては、下記を参考に適切に実施してください。

（内閣府）

○教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/data/index.html#guidelines>

（横浜市）

○事故防止と事故対応（冊子）

○ブレスチェックのポイント（啓発チラシ）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/jikotaio/hoiku.html>

○お昼寝中の保育にご注意ください（別添チラシ）

横浜市こども青少年局保育・教育運営課

TEL : 045-671-3564

Mail : kd-uneishidou@city.yokohama.jp



## お昼寝中の保育にご注意ください



保育中の死亡事故は、睡眠中に一番多く発生していると報告されています（内閣府集計）。「睡眠中」の異常は、いつ、どこで、誰に起こるかわかりません。リスクを下げ、異常に早く気付くための行動がとれるよう、園内での基本知識を周知・徹底し、事故予防の意識を高めましょう。

保育中のブレスチェック、保育室の照明等を確認するため、予告なく横浜市の職員が施設を訪問する場合がございます。

○保育の事故防止と事故対応のために横浜市が発行している巡回訪問つうしんはこちら↓↓

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/jikotaio/hoiku.html>

